

社会福祉法人生振の里 評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人生振の里の評議員及び役員（理事・監事）及び評議員選任・解任委員及び、第三者委員の報酬等について定めるものである。

(報 酬)

第2条 評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員の報酬は、各年度の総額が10,000,000万円を超えない額とする。

(2) 評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員が会議等に出席した場合の報酬は、別表1に定める額とする。

(3) 第三者委員が法人及び、事業所に係わる苦情対応の業務に従事した時、及び会議に出席した場合の報酬は、別表1に定める額とする。

(4) 理事長の報酬は、月額300,000円を超えない範囲の額とし、評議員会にて決定する。

(5) この法人の職員と評議員、役員（理事・監事）、評議員選任・解任委員等と兼務し、職員給与の支給を受けている者に対しては報酬を支給しない。

(費用の弁償)

第3条 評議員及び役員等が出張したときは、旅費規程によりその費用を弁償する。

別表1

名 称	報 酬
理事長	月額 150,000 円
評議員	日額 6,000 円（ただし源泉徴収額を差し引いた額とする）
役員（理事及び監事）	
評議員選任・解任委員	
第三者委員	

附則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 「役員報酬規程」（平成21年1月1日施行）は平成29年3月31日をもって廃止する。
- この規程は、令和4年6月13日一部改正し、令和4年7月1日より実施する。